

健康保険被扶養者資格確認 「部分調査」を実施いたします

健保組合は、法律（健康保険法施行規則第50条）により、毎年、被扶養者資格の確認を行うことができます。

被扶養者資格確認調査は、被扶養者となった方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。就職や結婚等で被扶養者の資格を失ったにもかかわらず、手続きを忘れていた方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きを毎年実施しています。今年度は「子・孫を対象とした「部分調査」となります。

被扶養者資格のない方が加入したままになっていると、健保組合が本来支払わなくてもよい医療費を支払うことになるなど、不要な支出にもつながります。



1 実施時期
平成30年7月

2 調査対象者
平成30年6月1日現在当健保組合に加入している、23歳以上※の子である被扶養者を有する被保険者（任継者は除く）
※平成31年3月31日現在、平成8年4月1日以前生まれ

3 調査要領
調査対象となる被扶養者がいる方には、「健康保険被扶養者資格確認調査書」をWEBまたは紙面（事業所経由）で配付いたします。概要は改めてご連絡いたします。

4 提出期限
調査書配付（WEBまたは紙面） 7月3日（火）
事業所人事・総務提出期限 7月31日（火）**厳守**

被保険者の皆さんには資格確認調査書のほか、必要証明書類を提出していただくことになり、費用負担やお手数をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

*平成30年度健康保険被扶養者資格確認調査の詳細は、健保ホームページに掲載しております。

平成29年10月実施 被扶養者資格確認調査

結果報告

調査結果 【父母、兄弟姉妹】

● 対象被保険者数	157名	(在籍被保険者数 26,816名)	
● 対象被扶養者数	162名	● 不適格資格喪失被扶養者数	28名
		仕送り関係	15名
		別居	2名
		生計維持関係なし	4名
		収入超過	4名
		その他	3名

ご家族（被扶養者）が就職されたときなどは 健保組合に届出をお忘れなく！

健康保険では、被保険者だけでなく被扶養者として認められているご家族の皆さんにもさまざまな給付を行っています。しかし、被扶養者となっているご家族が次のようなケースに当てはまるときは、被扶養者ではなくなります。ご家族が被扶養者の資格に当てはまらなくなったら、「被扶養者（異動）届」に該当者の「保険証」を添え、該当した日から5日以内に当健保組合に届け出てください。

※「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。

たとえば次の場合、被扶養者の資格からはずれません

就職・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- 短時間で働く被扶養者が、パート先で被保険者になった*。



※パート先で被保険者になる場合

- 平成28年10月から、短時間で働く方（学生を除くパート・アルバイト等）が社会保険の加入対象となりました。下記すべてに該当する場合は勤め先の健康保険の被保険者となります。
- 雇用期間が1年以上見込まれる
 - 1週間の所定労働時間が20時間以上
 - 月の所定内賃金が88,000円以上
 - 勤め先の従業員数が501人以上（平成29年4月から500人以下でも労使合意により適用拡大が可能）

仕送りをやめた・少なくした

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

収入額が変わった

- 被扶養者の年収が130万円*以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。
- 60歳以上または障害がある場合は年収180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）。
- 共働き夫婦が子どもを共同で扶養する場合、被扶養者を扶養する被保険者の収入が配偶者より少なくなった（原則として年間収入が多いほうの被扶養者になる）。



75歳になった

- 被扶養者が75歳*になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
- *65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

別居した

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族*が、被保険者と別居した。
- *被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）は同居でなければ被扶養者として認定されません。

ご注意ください！

被扶養者でなくなった日から保険証は使用できません

被扶養者の資格がなくなると、当健保組合の保険証を使用することはできません。もし、誤って使用した場合には、当健保組合へ医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。